中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十三号

中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第六号まで及び第八号」を「第五号までに掲げる資金の貸付け及び手形の割引、同項第六号に掲げる資金の貸付け（当該信用協同組合の地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体であつて地域経済の活性化に資するために当該信用協同組合と相互に連携を図ることを内容とする協定を締結しているものに対するものを除く。）並びに同項第八号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の三号を加える。

四百五十四　地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）

四百五十五　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

四百五十六　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）

附　則

この政令は、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　本則に三号を加える改正規定（第四百五十五号に係る部分に限る。）　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）の施行の日（令和二年十二月一日）

二　本則に三号を加える改正規定（第四百五十六号に係る部分に限る。）　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）

内閣総理大臣　菅　義偉

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十五号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「アイヌ政策推進本部」の下に「、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○農林水産省・環境省令第三号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第五条第三項第二号の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十六日

農林水産大臣　野上浩太郎

環境大臣　小泉進次郎